

栃木県  
障害者虐待防止と対応の手引き

(平成30年7月)

栃木県保健福祉部障害福祉課

## < 目 次 >

### I 障害者虐待の防止と対応

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | はじめに                          | 1  |
|   | (1) 障害者虐待防止法の施行等              |    |
|   | (2) 県障害者虐待防止と対応の手引きの作成        |    |
| 2 | 障害者虐待とは                       | 3  |
|   | (1) 「障害者虐待」の定義                |    |
| 3 | 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点（市町・県・関係機関） | 9  |
|   | (1) 障害者虐待の防止と対応のポイント          |    |
|   | (2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント        |    |
| 4 | 障害者虐待の防止等に対する責務               | 14 |
|   | (1) 国及び地方公共団体の責務              |    |
|   | (2) 国民の責務                     |    |
|   | (3) 保健・医療・福祉等関係者の責務           |    |
| 5 | 市町及び県の役割と責務                   | 15 |
|   | (1) 市町の役割と責務                  |    |
|   | (2) 県の役割と責務                   |    |

### II 具体的な対応策

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 養護者による障害者虐待への対応（市町）           | 20 |
|   | (1) 通報等                       |    |
|   | (2) 通報等を受けた場合の措置              |    |
| 2 | 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応（市町・県） | 27 |
|   | (1) 通報等                       |    |
|   | (2) 通報等を受けた場合の措置              |    |
|   | (3) 通報等による不利益取扱いの禁止           |    |
| 3 | 使用者による障害者虐待への対応（市町・県・労働局）     | 30 |
|   | (1) 通報等                       |    |
|   | (2) 報告を受けた場合の措置               |    |

### III 障害者虐待対応 Q&A

|    |  |    |
|----|--|----|
| Q1 | 障害者虐待防止法では、障害者虐待とは、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待の具体的な取り扱いが定義されているが、学校等における虐待の取り扱いはどのようにするのか。 | 33 |
| Q2 | 障害者虐待事案の個別ケース会議はどのようにしたらよいのか。  | 33 |
| Q3 | 立入調査の法的根拠はどのようになっているのか。  | 34 |
| Q4 | やむを得ない事由による措置はどのような場合に実施するのか。  | 34 |
| Q5 | 身体拘束についてはどのように考えたらよいのか。  | 34 |
| Q6 | 成年後見制度の活用はどのようにしたらよいのか。  | 35 |
| Q7 | 障害者虐待事案と個人情報との関係はどのようになっているのか。   | 35 |
| Q8 | マイナンバー制度における不開示措置はどのようになるのか。   | 36 |
| Q9 | 養護者支援のためのショートステイ居室の確保等はどのようにすれば良いのか。   | 37 |

#### IV 関係機関一覧

|   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 県障害者権利擁護センター、市町障害者虐待防止センター | 38 |
| 2 | 県、市町担当課                    | 39 |
| 3 | 県健康福祉センター                  | 40 |
| 4 | 労働局                        | 40 |

#### V 参考資料

|   |                                    |    |
|---|------------------------------------|----|
| ○ | 平成 28 年度障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について | 41 |
| ○ | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律      | 43 |
| ○ | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令   | 53 |
| ○ | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則  | 54 |

#### 栃木県障害者権利擁護センター目次

|          |  |    |
|----------|--|----|
| (Part 1) | 栃木県障害者権利擁護センターの設置と業務                           | 19 |
| (Part 2) | 通報・届出・相談等受付票                                   | 22 |
| (Part 3) | 通報等受付時の留意事項                                    | 24 |
| (Part 4) | 県障害者権利擁護センターに養護者による障害者虐待の通報等<br>があった場合         | 26 |
| (Part 5) | 県障害者権利擁護センターに障害者福祉施設従事者等による障<br>害者虐待の通報等があった場合 | 29 |
| (Part 6) | 県障害者権利擁護センターに使用者による障害者虐待の通報等<br>があった場合         | 32 |

# I 障害者虐待の防止と対応

## 1 はじめに

### (1) 障害者虐待防止法の施行等

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要です。

そこで、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。しかしながら、この法律が施行された後においても深刻な障害者虐待の事案が発生しており、国及び地方公共団体は、虐待防止の体制整備、関係機関職員の資質向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を推進し、法律の適正な運用に向け不断に取り組んでいく必要があります。

また、平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

障害者虐待防止においても、共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提に進めることが重要です。

### (2) 県障害者虐待防止と対応の手引きの作成

県においても、障害者虐待防止法の施行に合わせて、障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図るとともに、障害者虐待の防止に関する市町や市町障害者虐待防止センター、障害者福祉施設・事業所等の関係機関・団体の円滑な取組を推進することを目的として、「栃木県障害者虐待防止と対応の手引き」を作成してきました。

今回、国において「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（平成 30 年 6 月）」が改訂されましたので、「栃木県障害者虐待防止と対応の手引き」についても所要の改訂を行うこととしました。

#### ■ 「栃木県障害者虐待防止と対応の手引き」の主な改訂点（平成 30 年 7 月）

- 1 厚生労働省作成の「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（平成 30 年 6 月）」の改訂に伴う改訂。
  - (1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の「障害福祉サービス事業等」に新サービスを追記（P5）
  - (2) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱の変更点を追記（P7）

- (3) 「情緒障害児短期治療施設」の記載を「児童心理治療施設」に変更 (P8)
  - (4) 施設等の所在地と支給決定を行った市町が異なる場合の対応について追記 (P27)
  - (5) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記 (P35)
  - (6) マイナンバーカード制度において、DV・虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができる内容を追記 (P36)
  - (7) 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記 (P37)
- 2 関係機関一覧を最新のものに更新。(P38~40)
  - 3 障害者虐待の対応状況の年度更新
    - ・「平成 28 年度障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について」に改めた。(P41)

## 2 障害者虐待とは

### (1) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者<sup>1</sup>とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

また、障害者虐待を、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待に分け、次のアからウのとおり定義しています。

#### ア 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者<sup>2</sup>であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」とされています。

養護者による障害者虐待<sup>3</sup>とは、養護者が養護する障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

---

<sup>1</sup> 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者。

<sup>2</sup> 障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている世帯員、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

<sup>3</sup> 障害児に対する養護者虐待の通報や通報に対する虐待対応は、児童虐待防止法が適用されます。児童虐待の防止等に関する法律：平成12年法律第82号

## イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務<sup>1</sup>に従事する者とされています。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待<sup>2</sup>とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。(以下、下線を施した部分は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点です。)

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

---

<sup>1</sup> 別表「障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務」を参照。

<sup>2</sup> 高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されますが、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用されます。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律：平成17年法律第124号  
児童福祉法：昭和22年法律第164号

別表 障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務

| 障害者虐待防止法上の規定 | 事業名   |
|--------------|---|
| 障害者福祉施設      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園<sup>その1</sup></li> </ul>   |
| 障害福祉サービス事業等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護</li> <li>重度訪問介護</li> <li>同行援護</li> <li>行動援護</li> <li>療養介護</li> <li>生活介護</li> <li>短期入所</li> <li>重度障害者等包括支援</li> <li>自立訓練</li> <li>就労移行支援</li> <li>就労継続支援</li> <li>就労定着支援</li> <li>自立生活援助</li> <li>共同生活援助</li> </ul> </li> <li>・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業</li> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ 地域活動支援センターを運営する事業</li> <li>・ 福祉ホームを運営する事業</li> <li>・ 厚生労働省令<sup>2</sup>で定める事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児支援利用援助</li> <li>継続障害児支援利用援助</li> </ul> </li> <li>障害児通所支援事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援</li> <li>医療型児童発達支援</li> <li>放課後等デイサービス</li> <li>居宅訪問型児童発達支援</li> <li>保育所等訪問支援</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

<sup>1</sup> 所在地：群馬県高崎市寺尾町 2120 番地 2

<sup>2</sup> 障害者虐待防止法施行規則：平成 24 年厚生労働省令第 132 号



## ウ 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主<sup>1</sup>のために行為をする者」とされています。

使用者による障害者虐待<sup>2</sup>とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。(以下、下線を施した部分は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点です。)

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

---

<sup>1</sup> 事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。政令で定める事業主とは、船員派遣の役務の提供を受ける事業主。

障害者虐待防止法施行令：平成 24 年政令第 244 号

<sup>2</sup> 使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18 歳未満や 65 歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

## エ 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ①身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ②性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
- ③心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤経済的虐待：刑法第235条窃盜罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盜例に注意。

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係をつくる必要があります。

なお、「刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）」が平成29年7月に施行されました。従来は、「姦淫」（性交）のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交（以下「性交等」という。）についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。

また、この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあったご本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされたところです。

## 【参考 1】 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○ 障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

| 所在場所<br>年齢     | 在宅<br>(養護者・保護者)                          | 福祉施設・事業                            |                                   |                                   |  |                                   | 企業   | 学校<br>病院<br>保育所                   |
|----------------|--|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
|                |  | 障害者総合支援法                           |                                   | 介護保険法等                            | 児童福祉法                                      |                                   |  |                                   |
|                |  | 障害福祉サービス事業所<br>(入所系、日中系、訪問系、GH等含む) | 相談支援事業所                           | 高齢者施設等<br>(入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)    | 障害児通所支援事業所                                 | 障害児入所施設等<br>※3                    |  |                                   |
| 18歳未満          | 児童虐待防止法<br>・被虐待者支援<br>(都道府県)<br>※1       |                                    |                                   | —                                 | 障害者虐待防止法<br>(省令)<br>・適切な権限行使<br>(都道府県・市町村) | 児童福祉法<br>・適切な権限行使<br>(都道府県)<br>※4 | 障害者虐待防止法<br>(省令)<br>・適切な権限行使<br>(都道府県・市町村) |                                   |
| 18歳以上<br>65歳未満 | 障害者虐待防止法<br>・被虐待者支援<br>(市町村)             | 障害者虐待防止法<br>・適切な権限行使<br>(都道府県市町村)  | 障害者虐待防止法<br>・適切な権限行使<br>(都道府県市町村) | —                                 | (20歳まで)<br>※2                              | 【20歳まで】                           | 障害者虐待防止法<br>・適切な権限行使<br>(都道府県労働局)          | 障害者虐待防止法<br>・間接的防止措置<br>(施設長・管理者) |
|                |  |                                    |                                   | 【特定疾病40歳以上】                       | —  | —                                 |  |                                   |
| 65歳以上          | 障害者虐待防止法<br>高齢者虐待防止法<br>・被虐待者支援<br>(市町村) |                                    |                                   | 高齢者虐待防止法<br>・適切な権限行使<br>(都道府県市町村) | —  | —                                 |  |                                   |

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：平成13年法律第31号」の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法の対象に、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

### 3 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点（市町・県・関係機関）

#### (1) 障害者虐待の防止と対応のポイント

##### ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

- ① 住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知、障害者の権利擁護についての啓発、障害や虐待に関する正しい理解の普及を図るようにします。
- ② 障害者やその家族などが孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するようにします。
- ③ 障害者福祉施設等の介護技術に関する研修やマニュアルの普及を図るようにします。
- ④ それぞれの地域において、自立支援協議会などの場を活用して、リスク要因を低減させるための取組を行うようにします。

##### イ 虐待の早期発見・早期対応

- ① 法に規定された通報義務を周知していくようにします。
- ② 国・地方公共団体のほか、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めるようにします。
- ③ 地域組織との協力連携、ネットワークの構築などによって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えるようにします。

##### ウ 障害者の安全確保を最優先する

- ① 障害者の安全確保を最優先するために、入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合があることに留意するようにします。

##### エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

- ① 障害者が主体的に生きられるよう、生活全般への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行うようにします。
- ② 養護者による虐待では、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合もあるので、障害者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識<sup>1</sup>して対応するようにします。

##### オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

- ① 支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応するようにします。

---

<sup>1</sup> 養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。

## (2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

### ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

- ① 虐待をしているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気づかせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。
  - ・ 虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。
  - ・ しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあります。
  - ・ 「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

### イ 障害者本人の「自覚」は問わない

- ① 障害者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。
  - ・ 障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。
  - ・ 長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。

### ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

- ① 家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。
  - ・ 施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。

### エ 虐待の判断はチームで行う

- ① 通報・届出（以下「通報等」）を受けた職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方法などについて組織的に判断していく必要があります。また、事実確認の調査では、客観性を確保する観点等から複数の職員で対応することが原則です。

## 【参考2】 障害者虐待の例

| 区分    | 内容と具体例   |
|-------|--|
| 身体的虐待 | <p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけることにより、あるいは過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちする</li> <li>・殴る</li> <li>・蹴る</li> <li>・壁に叩きつける</li> <li>・つねる</li> <li>・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる</li> <li>・やけどさせる</li> <li>・打撲させる</li> <li>・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）</li> </ul>  |
| 性的虐待  | <p>性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性交</li> <li>・性器への接触</li> <li>・性的行為を強要する</li> <li>・裸にする</li> <li>・キスをする</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する</li> <li>・わいせつな映像を見せる</li> <li>・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する</li> <li>・必要なく身体に触る</li> </ul>  |
| 心理的虐待 | <p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる</li> <li>・怒鳴る</li> <li>・ののしる</li> <li>・悪口を言う</li> <li>・仲間に入れない</li> <li>・子ども扱いする</li> <li>・人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視する</li> </ul>   |
| 放棄・放置 | <p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない</li> <li>・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している</li> <li>・あまり入浴させない</li> <li>・汚れた服を着させ続ける</li> <li>・排泄の介助をしない</li> <li>・髪や爪が伸び放題</li> <li>・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない</li> <li>・学校に行かせない</li> <li>・必要な福祉サービスを受けさせない、又は制限する</li> <li>・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する</li> </ul> |
| 経済的虐待 | <p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を勝手に使う、あるいは運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない</li> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、又は運用する</li> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、又は使わせない</li> <li>・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>  |

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 Panda-J）等を参考に作成

### 【参考3】 障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

#### <身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

#### <性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

#### <心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる

- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

#### <放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍<sup>かいよう</sup>
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

#### <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

#### <セルフネグレクト（自己による放任）のサイン>

自己による放任については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いと考えられます。

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞の購読料、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成



## 4 障害者虐待の防止等に対する責務

### (1) 国及び地方公共団体の責務

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進

### (2) 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。

### (3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

障害者虐待防止法では、次の関係者が規定されています。

- ・ 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

また、これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。

さらに、次の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

- ① 障害者福祉施設の設置者等  
障害者福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置
- ② 使用者  
労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置
- ③ 学校の長  
教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための必要な措置
- ④ 保育所等の長  
保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための必要な措置
- ⑤ 医療機関の管理者  
医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための必要な措置

これらのうち、学校、保育所等、医療機関での障害者に対する虐待については、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導、医療機関での治療

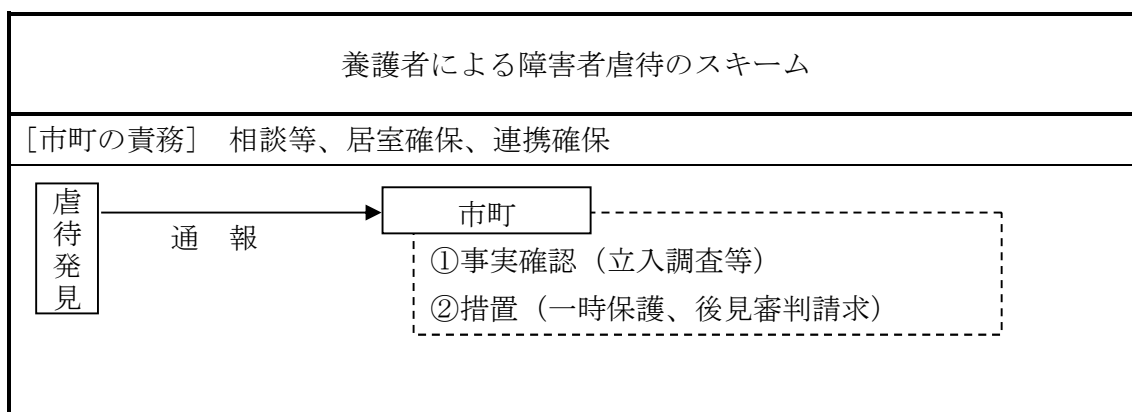
行為と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設の長や管理者に対する間接的な虐待の防止措置等を規定することとしたものです。

## 5 市町及び県の役割と責務

### (1) 市町の役割と責務

#### ア 養護者による障害者虐待

- ① 通報等を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議
- ② 身体障害者福祉法<sup>1</sup>又は知的障害者福祉法<sup>2</sup>の規定による措置及びそのための居室の確保
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<sup>3</sup>又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保<sup>4</sup>
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備



<sup>1</sup> 身体障害者福祉法：昭和 24 年法律第 283 号

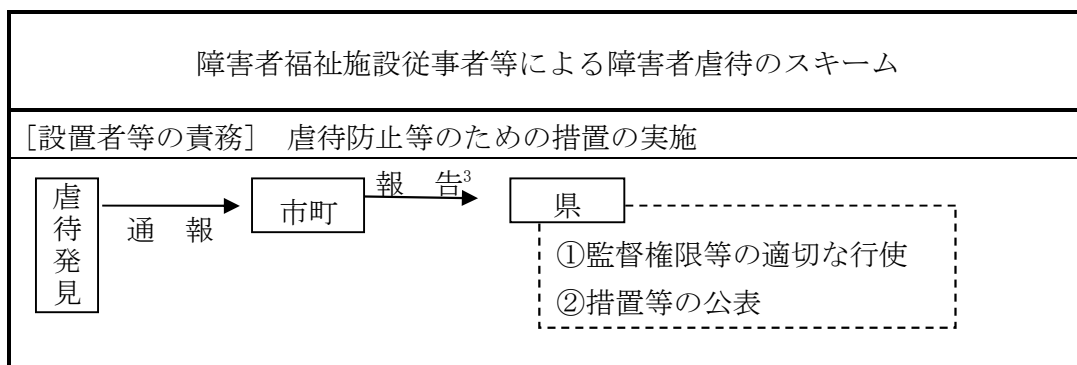
<sup>2</sup> 知的障害者福祉法：昭和 35 年法律第 37 号

<sup>3</sup> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律：昭和 25 年法律第 123 号

<sup>4</sup> 障害者虐待防止法では、市町は、養護者の心身の状態から緊急に必要があると認める場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています。この居室の確保に当たっては、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援を活用できます。

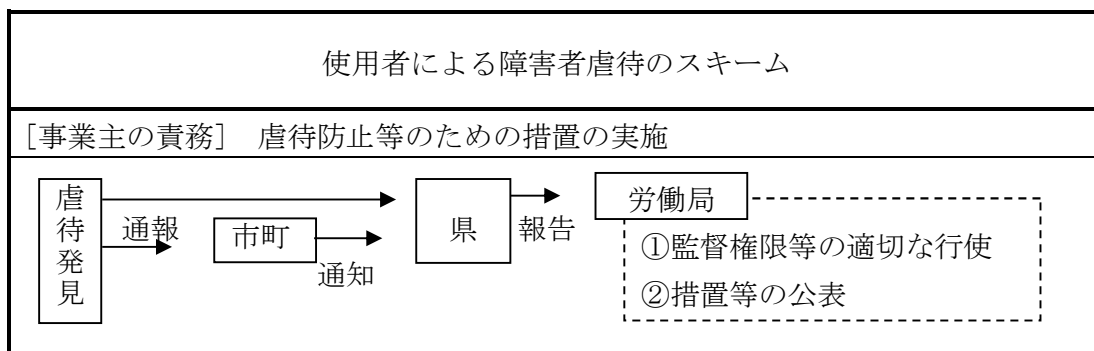
## イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- ① 通報等を受けた場合の事実確認等
- ② 通報等を受けた場合の県への報告
- ③ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法<sup>1</sup>及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使<sup>2</sup>



## ウ 使用者による障害者虐待

- ① 通報等を受けた場合の県への通知



<sup>1</sup> 社会福祉法：昭和 26 年法律第 45 号

<sup>2</sup> 市町又は県（所轄庁、中核市、特例条例により県から権限の移譲を受けた市）は、社会福祉法人に対する報告の徴収、検査等及び指定障害者支援施設等に対する報告の徴収、立入調査など、所管する社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使することとされています。

所轄庁：社会福祉法第 30 条

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例：平成 11 年栃木県条例第 31 号

・障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業等に関する事務：栃木市

<sup>3</sup> この報告は、市町が行う事実確認により障害者虐待が確認された事案に限るのが基本です。（報告書には、障害者虐待と判断した会議記録を添付すること）事業所等の協力が得られない場合などは、早期に県へ報告し、県と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

## エ 市町障害者虐待防止センターの機能

市町は、障害者福祉所管部局又は当該市町が設置する施設において、市町障害者虐待防止センター<sup>1</sup>としての機能を果たすようにすることとされています。

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報等の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

- 市町障害者虐待防止センターの主な業務
  - ・ 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待の通報等の受理
  - ・ 養護者による障害者虐待の防止等のための相談、指導及び助言
- 市町の主な業務
  - ・ 障害者の安全確認、事実の確認、その対応の協議
  - ・ 障害者の保護
  - ・ 成年後見制度の利用開始に関する審判の請求
  - ・ 居室の確保
  - ・ 立入調査
  - ・ 養護者支援（養護者の負担軽減等）
  - ・ 通報等の県への報告（通知）

## オ その他

- ① 養護者、親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求

<sup>1</sup> 市町障害者虐待防止センターの業務は、市町障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、センター業務の全部又は一部を委託することができます。なお、市町障害者虐待対応協力者は、障害者虐待防止法第35条の規定により当該市町と連携協力する者です。厚生労働省作成の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」では、「基幹相談支援センターなど」と紹介されています。

市町の障害者虐待防止センターは「IV関係機関一覧」に記載。

## (2) 県の役割と責務

### ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表

### イ 利用者による障害者虐待について

- ① 利用者による障害者虐待に係る事案の労働局への報告

### ウ 県障害者権利擁護センターの機能

県は、障害者福祉所管部局又は県が設置する施設において、当該部局又は施設が県障害者権利擁護センター<sup>1</sup>としての機能を果たすようにすることとされています。

その具体的な業務は次のとおりです。

- ① 利用者虐待に関する通報等の受理
- ② 市町が行う措置に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、助言その他の援助
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

### エ その他

県は、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護及び自立支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています。

---

<sup>1</sup> 県は、直営で「栃木県障害者権利擁護センター」の業務を実施しています。

## 栃木県障害者権利擁護センター (Part 1)

### ■ 栃木県障害者権利擁護センターの設置と業務

県では、保健福祉部障害福祉課に、平成24年10月1日、栃木県障害者権利擁護センターを設置し、障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する業務を実施しています。

また、使用者による障害者虐待の通報等は、市町障害者虐待防止センターのほか、栃木県障害者権利擁護センターでも受け付けています。

なお、センターの連絡先は次のとおりです。

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県保健福祉部障害福祉課（福祉サービス事業担当）

T E L 028-623-3139（通報・届出専用）

028-623-3059

F A X 028-623-3052

E - MAIL [tochigi-shougaishakenri@dream.jp](mailto:tochigi-shougaishakenri@dream.jp)（通報・届出専用）

受付時間 土日祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分

## Ⅱ 具体的な対応策

### 1 養護者による障害者虐待への対応（市町）

#### (1) 通報等

障害者虐待防止法では、養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、市町への通報義務が規定されています。

また、養護者による障害者虐待を受けた障害者は、市町へ届け出ることができるとされています。

#### ○ 通報等の際に聴取<sup>1</sup>する具体的な内容

- ① 虐待の状況
  - ・ 虐待の種類や程度
  - ・ 虐待の具体的な状況
  - ・ 虐待の経過
  - ・ 緊急性の有無<sup>2</sup>
- ② 障害者の状況
  - ・ 障害者本人の氏名、居所、連絡先
  - ・ 障害者本人の心身の状況、意思表示能力
- ③ 虐待者と家族の状況
  - ・ 虐待者の状況、虐待者と障害者の関係
  - ・ その他の家族の関係
- ④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
  - ・ 障害福祉サービス等の利用の有無
  - ・ 家族に関わりのある関係者の有無
- ⑤ 通報者又は届出者（以下「通報者等」）の情報
  - ・ 氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

---

<sup>1</sup> 通報者等が焦って連絡している場合には、通報者等に安心感を与えて落ち着かせることが重要です。その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聞き取るようにします。また、通報者等が虐待という言葉を使わない場合でも、相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進めることが必要です。

通報者等は、名前を言うことを嫌がる場合がありますので、匿名による通報等であっても、きちんとその内容を聴く必要があります。

<sup>2</sup> 緊急性が高いと判断できる場合の例：生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される場合、あるいは障害者本人が保護を求めている場合。

## (2) 通報等を受けた場合の措置

ア 市町は、通報等を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他通報等に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、市町の障害者虐待対応協力者とその対応について協議を行うものとされています。

イ 市町は、通報等があった場合には、障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による障害者支援施設等への入所等の措置を講ずるものとされています。

- 虐待を受けた障害者を保護・分離する手段  
契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町独自事業による一時保護などが考えられます。
- 養護者への支援（介護負担、介護ストレスの軽減）  
介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。  
特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

ウ 市町長は、通報等があった場合には、当該通報等に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により後見開始の審判の請求をするものとされています。



栃木県障害者権利擁護センター (Part 2)

■ 通報・届出・相談等受付票

受付番号 ( )

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 通報等の受付      | 受付年月日 (曜日)   | 平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分  |
|             | 対応職員   | 所属 職氏名  |
|             | 受付方法   | <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |
|             | 通報者等住所<br>" 氏名<br>" 連絡先<br>折返し電話確認の諾否  | 電話  その他の連絡先 ( )<br><input type="checkbox"/> 承諾 (希望する連絡時間帯等) <input type="checkbox"/> 不承諾  |
|             | 本人との関係   | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族 ( <input type="checkbox"/> 同居・ <input type="checkbox"/> 別居) 続柄 ( )<br><input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所<br><input type="checkbox"/> 障害者福祉施設 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関<br><input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 本人の状況       | 氏名   | 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性  |
|             | 生年月日   | 大・昭・平 年 月 日 ( 歳)  |
|             | 現住所  | 住民票登録 <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる  |
|             | 連絡先  | 電話  その他の連絡先 ( )   |
|             | 居所   | <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 施設 ( ) <input type="checkbox"/> 病院 ( )<br><input type="checkbox"/> 会社の寮 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |
|             | 支援区分 障害<br>要介護度 介護   | <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中<br><input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中  |
|             | 利用サービス<br>障害<br>その他  | <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中<br><input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中  |
|             | 主な障害   | <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |
|             | 障害者手帳  | <input type="checkbox"/> 身障 ( ) <input type="checkbox"/> 知的 ( )<br><input type="checkbox"/> 精神保健 ( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 ( )  |
|             | 雇用形態   |   |
|             | 経済状況   | 生活保護 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)   |
| その他の特記事項    |  |   |
| 世帯の状況       | 家族構成等  |   |
| 主訴          |  |   |
| 虐待の内容・発生要因等 | 発生日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分<br>発生場所 ( )<br>(だれが、どのような虐待を、どの程度したのか、本人の状況とその後の対処など、具体的な内容を聞き取ります。) |   |

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 情報源     | 通報者等は、 <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や鳴き声、物音等を聞いて推測した<br><input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者（ ）から聞いた<br><input type="checkbox"/> 自分が虐待を受けた <input type="checkbox"/> その他（ ） |   |
| *養護者の状況 | 氏名<br>生年月日   | 大・昭・平 年 月 日 ( 歳) 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性   |
|         | 続柄   | <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 ( )<br><input type="checkbox"/> 子 ( ) <input type="checkbox"/> 兄弟 ( )<br><input type="checkbox"/> 子の配偶者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )      |
|         | 職業   |   |
|         | 連絡先  | 住所 電話番号 その他の連絡先 ( )   |
|         | その他の特記事項   |   |
| *施設等の状況 | 福祉施設等名称<br>サービスの種別<br>所在地  | 住所 電話番号 FAX   |
|         | 虐待者の氏名<br>" 生年月日<br>" 職種   | 大・昭・平 年 月 日 ( 歳) 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性   |
|         | その他の特記事項   |   |
| *事業所の状況 | 事業所名<br>代表者職氏名<br>担当者職氏名<br>所在地  | 住所 電話番号 FAX ( ) ( )   |
|         | 事業所への通知の承諾<br>否  | 通報・届出の有無 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 拒否 通報者氏名の通知<br><input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 拒否 被虐待者氏名の通知 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 拒否 |
|         | 虐待者の氏名<br>" 生年月日<br>" 職種   | 大・昭・平 年 月 日 ( 歳) 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性   |
|         | 被虐待者との関係   | <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 所属の上司 <input type="checkbox"/> 所属外の上司<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明   |
| *その他の虐待 |  |   |
| 備考      |  |   |

\*の事項は、虐待の区分に応じて必要事項を記入する。

栃木県障害者権利栃木県障害者権利擁護センター

## 栃木県障害者権利擁護センター (Part 3)

### ■ 通報等受付時の留意事項

#### ○ 通報等聴取する具体的内容

通報等聴取する具体的内容は、養護者による虐待の場合は「Ⅱ-1-(1)通報等」(P20)に記載のとおりです。

使用者による障害者虐待の場合は、これを参考に聴取しますが、さらに、事業所の状況や虐待者の状況等を聴取します。

また、障害者福祉施設従事者等による虐待については、障害者福祉施設等の状況等を聴取します。

#### ○ 聴取の心構え

① 直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聴取します。

また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容をできるだけ詳細に聴取するようにします。

② 匿名による通報等であっても、きちんとその内容を聴く必要があります。

#### ○ 記録の方法

通報者等から聴取した範囲で、受付票を整理します。この記録は、いつ、どこで、だれが、どのようなことを、どの程度したのか、その後(現在)どうなっているかということを念頭に記録します。

① 記録の各項目には見出しをつける。

例：○虐待の内容について、○発生要因について 等

② できる限り箇条書きとして簡潔に記入する。

③ 原則として過去形で書く。

④ 具体的、客観的事実をまとめて記述する。

⑤ 通報者等が不明・詳細不詳とした事項は、「不明」、「詳細不詳」と記入する。聴取していない事項は空欄とする。

⑥ 伝聞の情報は「～とのこと」等の書き方でいい、具体的な情報の出所は明確にする。

⑦ 敬語は使用しない。

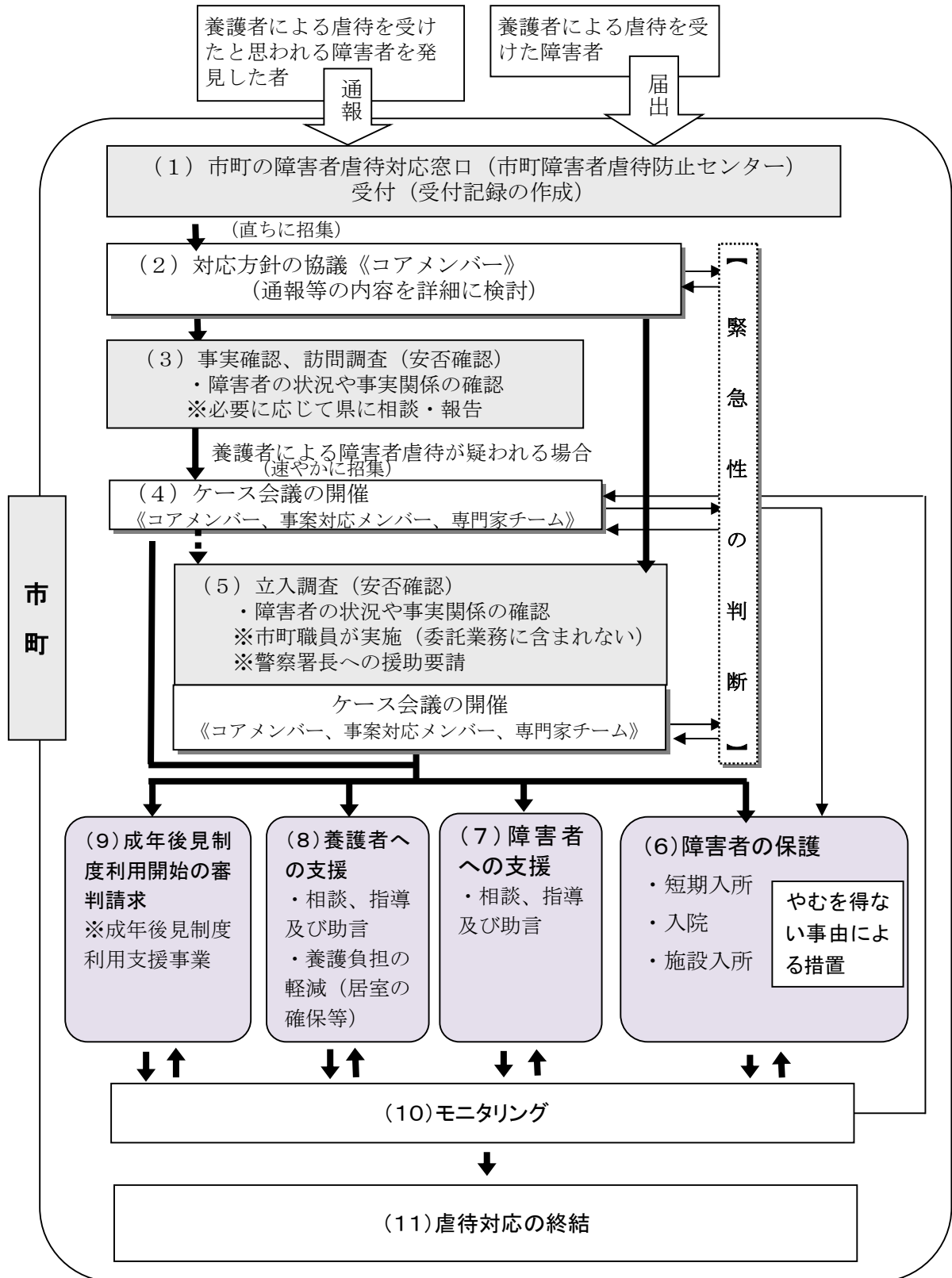
⑧ 特殊な専門用語や一般化していない外国語は使用しない。

⑨ 会話体の記録は極力用いない。

⑩ 関係記録との重複記録はさける。重複して記載するような場合は説明書きをする。

⑪ 用語の簡素化を図る。

## 養護者による障害者虐待への対応



## 栃木県障害者権利擁護センター (Part 4)

### ■ 県障害者権利擁護センターに養護者による障害者虐待の通報等があった場合

養護者による障害者虐待の通報等の受理は、市町障害者虐待防止センターですが、県障害者権利擁護センターに通報等があることが考えられます。

このような場合は、正しい受理機関である市町障害者虐待防止センターを紹介し、当該センターへ通報等するよう説明します。

しかし、正しい受理機関を説明しても、当センターへ通報等がなされることも考えられますので、この場合は、障害者虐待の内容を具体的に聴取し、市町へつなぐこととなります。

なお、この場合でも、

- ①正しい受理機関である市町障害者虐待防止センターの役割を説明する、
  - ②聴取した通報等の内容は市町へ連絡する、
  - ③当該市町では状況（事実）の確認を実施する 等
- を通報者等に説明するよう努めることとなります。

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応（市町・県）

### (1) 通報等

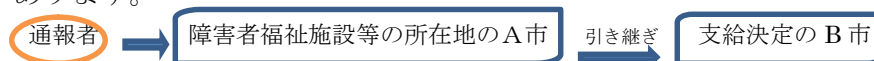
障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町への通報義務が規定されています。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障害者は市町に届け出ることができることとされています。

#### ○ 施設等の所在地と支給決定を行った市町が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町が異なる場合<sup>1</sup>、どちらの市町にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町が行います。その上で、支給決定を行った市町が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町に引き継ぎます。

また、その後の対応については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等<sup>2</sup>と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡をする必要があります。



#### ○ 通報等の内容がサービス内容に対する苦情等の場合

他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には、適切な相談窓口<sup>3</sup>につなぎます。

### (2) 通報等を受けた場合の措置

市町長又は県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業の適正な運営を確保することにより、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護と自立の支援を図るため、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとされています。

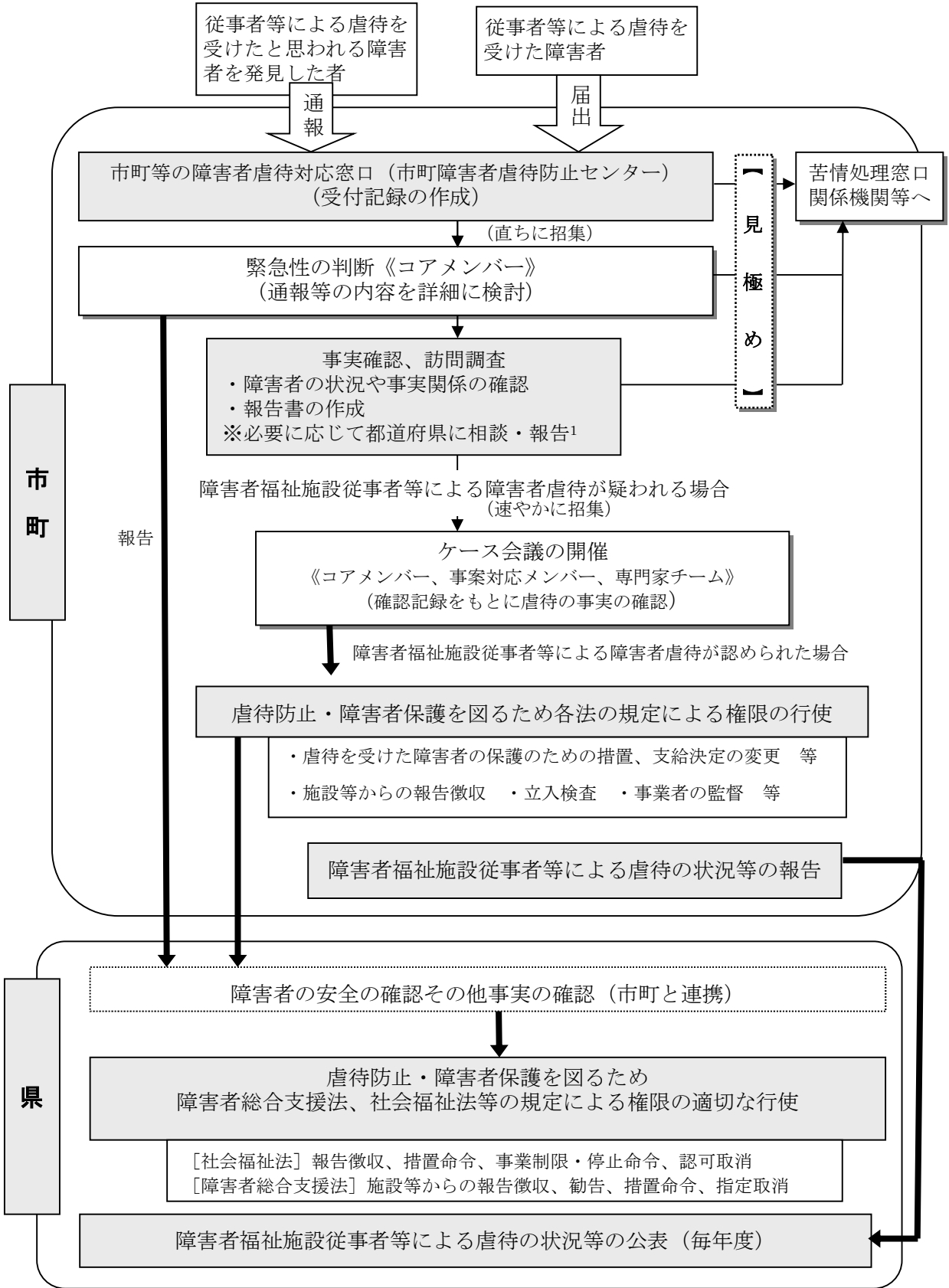
<sup>1</sup> 支給決定を行った市町村が遠方の他県である場合等は、当該市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられます。その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられます。支給決定を行った市町村も当該施設所在地の都道府県等に対し、障害者の支給決定状況等の情報提供を含め積極的に協力するなど、通報を受けた市町村、施設等所在地の都道府県、当該市町村が連携し、速やかに障害者の安全確認、事実確認を行うことができるよう適切に対応します。

また、支給決定市町村が複数ある場合は、各市町村が障害者の安全確認、事実確認等を行うこととなります。

<sup>2</sup> 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等の指定等、宇都宮市（中核市）、栃木市（特例条例により県から権限の移譲を受けた市）に適用がある権限があります。法人の許認可は社会福祉法第30条による所轄庁となります。

<sup>3</sup> 例えば、市町や障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の苦情処理窓口等。

# 障害者施設従事者等による障害者虐待への対応



### (3) 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法の第16条第1項に「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定されています。また、同条第4項には「障害者福祉施設従事者等は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」と規定されています。

この通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して、解雇その他不利益な取扱いがされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について、周知徹底を図ることが必要です。

#### 栃木県障害者権利擁護センター (Part 5)

##### ■ 県障害者権利擁護センターに障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等があった場合

(対応は、養護者による障害者虐待と同様)

このような場合は、正しい受理機関である市町障害者虐待防止センターを紹介し、当該センターへ通報等するよう説明します。

しかし、正しい受理機関を説明しても、当センターへ通報等がなされることも考えられますので、この場合は、障害者虐待の内容を具体的に聴取し、市町へつなぐこととなります。

なお、この場合でも、

- ①正しい受理機関である市町障害者虐待防止センターの役割を説明する、
- ②聴取した通報等の内容は市町へ連絡する、
- ③当該市町（事案により県と連携して）では状況（事実）の確認を実施する 等

を通報者等に説明することとなります。



### 3 使用者による障害者虐待への対応（市町・県・労働局）

#### (1) 通報等

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町又は県への通報<sup>1</sup>義務が規定されています。

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町又は県に届け出ることができることとされています。

#### ○ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

##### ① 事業所の所在地の市町に通報等があった場合

通報等を受けた市町は、通報者等への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町が生活上の支援を行うこととなりますので、通報等を受けた市町は速やかに居住地の市町に連絡をする必要があります。

##### ② 居住地の市町に通報等があった場合

通報等を受けた市町は、通報者等への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所の所在地の市町の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町にも情報提供します。

##### ③ 事業所の所在地又は居住地の県に通報等があった場合

通報等を受けた県は、速やかに居住地の市町に連絡をする必要があります。

#### (2) 報告を受けた場合の措置

労働局が使用者による障害者虐待の報告を受けたときは、労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る県との連携を図りつつ、労働基準法<sup>2</sup>、障害者の雇用の促進等に関する法律<sup>3</sup>、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律<sup>4</sup>その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとされています。

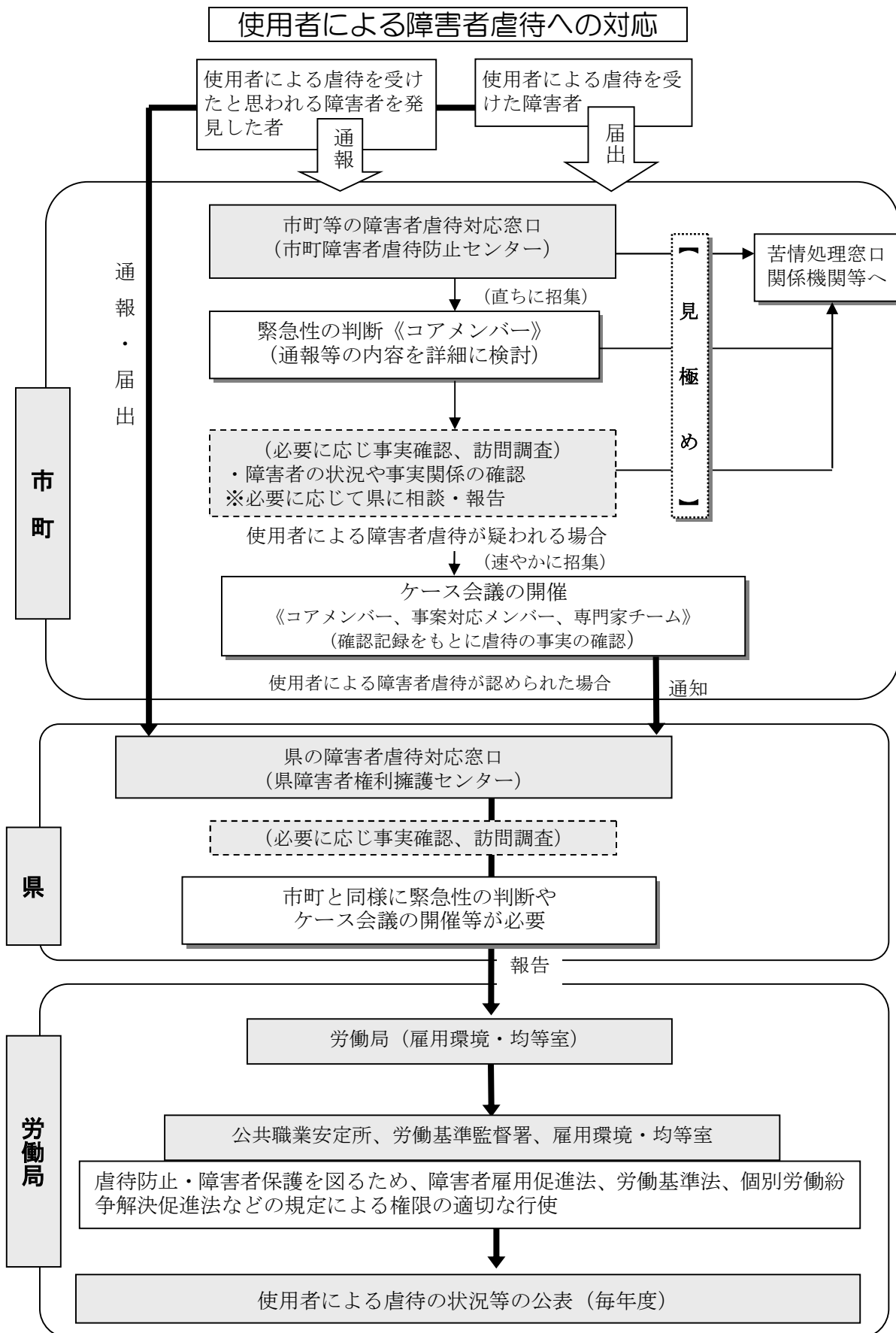
<sup>1</sup> 就労継続支援A型に関する通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待のいずれにも該当することが考えられます。このため、雇用契約の有無は、個別に確認することになります。

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられますので留意が必要です。

<sup>2</sup> 労働基準法：昭和22年法律第49号

<sup>3</sup> 障害者の雇用の促進等に関する法律：昭和35年法律123号

<sup>4</sup> 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律：平成13年法律112号



## 栃木県障害者権利擁護センター (Part 6)

### ■ 県障害者権利擁護センターに利用者による障害者虐待の通報等があった場合

利用者による障害者虐待の通報等の受理は、市町障害者虐待防止センター又は県障害者権利擁護センターとなります。

したがって、県障害者権利擁護センターでも、通報等を受け付けることとなります。

この場合、事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合や労働条件に対する苦情等である場合があるので、留意する必要があります。

### Ⅲ 障害者虐待対応 Q&A

Q1 障害者虐待防止法では、障害者虐待とは、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待の具体的な取り扱いが定義されているが、学校等における虐待の取り扱いはどのようにするのか。

A1 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待については、障害者虐待防止法に基づき通報義務や対応スキームが具体的に定められています。

学校、保育所及び病院については、障害者虐待防止法において、それぞれの機関で障害や障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発など虐待を防止するための必要な措置を講ずることとされています。

また、これらの機関における障害者虐待については、学校教育法、児童福祉法及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等、各々に対応した法令により権限を行使することになります。

なお、障害者虐待防止法附則では、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者の虐待の防止等の体制の在り方等々について、法律施行後3年を目処として、児童虐待、高齢者虐待等の法制度全般の見直し状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

Q2 障害者虐待事案の個別ケース会議はどのようにしたらよいのか。

A2 個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障害者虐待への対応の中で中核をなすものです。

個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成することになります。

○ 個別ケース会議のメンバー構成（例）

|          |   |
|----------|---|
| コアメンバー   | 障害者虐待防止事務を担当する市町職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。<br>事案対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町担当部局管理職は必須。 |
| 事案対応メンバー | 虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を招集する。<br>メンバーは事案によって代わるが、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等。   |
| 専門家チーム   | 虐待の事案に応じて、警察、弁護士、医療機関等。   |

**Q3 立入調査の法的根拠はどのようになっているのか。**

A3 障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（障害者虐待防止法第11条）。

なお、立入調査は、市町障害者虐待防止センターの業務には含まれませんので、市町の所管課職員が行うことになります。

また、障害者福祉施設や障害福祉サービス事業等への立入調査は、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援を図るため、市町長又は県知事（中核市長、特例条例により県から権限の移譲を受けた市長）は、社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定された権限を適切に行使することが規定されています（障害者虐待防止法第19条）。

**Q4 やむを得ない事由による措置はどのような場合に実施するのか。**

A4 虐待を受けた障害者の保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市町長が職権により障害者福祉施設等への入所等を利用させることができるというものです。

なお、当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（障害者虐待防止法第9条）。

**Q5 身体拘束についてはどのように考えたらよいのか。**

A5 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。特に、障害者福祉施設等においては、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。

なお、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

また、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5 単位／日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

## Q6 成年後見制度の活用はどのようにしたらよいのか。

A6 虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により、適切に市町長による成年後見制度の利用開始の審判請求を行うことが定められています（障害者虐待防止法第9条）。

なお、平成 24 年度から、市町における地域生活支援事業で成年後見制度利用支援事業が必須事業化され、平成 25 年 4 月からは、同じく市町における地域生活支援事業で成年後見制度法人後見支援事業が必須化されています。

平成 28 年 4 月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が議員立法により成立し、同年 5 月に施行されました。同法に基づき、政府においては、平成 29 年 3 月、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。この計画に基づいて、市町村は成年後見制度利用促進計画を策定し、都道府県においては人材の育成や必要な助言を行い、成年後見制度の利用促進を図ることとされています。

## Q7 障害者虐待事案と個人情報との関係はどのようになっているのか。

A7 当該障害者や養護者等に関する情報は、障害者虐待事案への対応では、第三者提供の制限の例外として扱われる場合（本人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき）もありますので、市町の個人情報保護条例との調整を図り、相談記録等の取扱いルールを定めておくことが必要です。

通報者等については、障害者虐待防止法では、障害者虐待通報等を受けた場合、当該通報等を受けた市町職員や県職員は、職務上知り得た事項であって当該通報等

をした者を特定させるものを漏らしてはならない(障害者虐待防止法第8条、18条、25条)と規定され、通報者等を特定する情報について守秘義務が課されています。また、市町障害者虐待防止センターあるいは県障害者権利擁護センターの事務を委託された者、その役員・職員またはこれらであった者についても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。さらに、通報者等を特定する情報についての守秘義務が課されています(障害者虐待防止法第33条、37条)。

## Q8 マイナンバー制度における不開示措置はどのようになるのか。

A8 マイナンバー制度においては、平成29年7月18日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供(以下「情報連携」といいます。)及びマイナポータル<sup>1</sup>の試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り・表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者(DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」といいます。)の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置(以下「不開示措置」といいます。)を行うことができます。

### 1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ① DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ② 加害者がDV・虐待等被害者の代理人である(※)又はDV・虐待等被害者がマイナンバーカード(以下単に「カード」といいます。)を置いたまま避難しているケース

※ マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

### 2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

- (1) 住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等においてマイナンバーを提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出るようにしてください。

(注) DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際にマイナンバーを記載するか否かに関わらず、当該被害者の支援を行う者から申し出るようにしてください。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うようにしてください。

(3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うようにしてください。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行ってください。

(注) アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意するしてください。

なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能です。

#### Q9 養護者支援のためのショートステイ居室の確保等はどのようにすれば良いのか。

A9 障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期入所するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によって居室の空き状況等が異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。

居室の確保に当たっては、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援も活用できます。

また、平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、短期入所では、緊急時に受入れを行った場合、「緊急」という局面を勘案し、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに(「定員超過特例加算」)、その間は定員超過利用減算を適用しないこととしています。さらに「緊急短期入所受入加算」についても、利用開始日のみだった加算を7日間(やむを得ない事情がある場合は14日間)まで広げており、こうした加算を活用することも可能です。



## IV 関係機関一覧

### 1 県障害者権利擁護センター、市町障害者虐待防止センター

#### ○ 県障害者権利擁護センター

| 名 称            | 所在地                         | 平 日          |              | 休日・夜間 |
|----------------|-----------------------------|--------------|--------------|-------|
|                |                             | TEL          | FAX          | TEL   |
| 栃木県障害者権利擁護センター | 宇都宮市埴田1-1-20<br>保健福祉部障害福祉課内 | 028-623-3139 | 028-623-3052 | —     |

#### ○ 市町障害者虐待防止センター

|                   |                 |              |              |  |
|-------------------|-----------------|--------------|--------------|--|
| 宇都宮市障がい者虐待防止センター  | 宇都宮市旭1-1-5      | 028-632-2366 | 028-636-0398 | 028-632-2222                             |
| 足利市健康福祉部障がい福祉課    | 足利市本城3-2145     | 0284-20-2134 | 0284-21-5404 | 0284-20-2222                             |
| 栃木市保健福祉部障がい福祉課    | 栃木市万町9-25       | 0282-21-2219 | 0282-21-2682 | 0282-22-3535                             |
| 佐野市こども福祉部障がい福祉課   | 佐野市高砂町1番地       | 0283-20-3025 | 0283-24-2708 | 0283-20-3025                             |
| 鹿沼市障害者虐待防止センター    | 鹿沼市今宮町1688-1    | 0289-63-2176 | 0289-63-2169 | 0289-64-2111                             |
| 日光市障がい者虐待防止センター   | 日光市今市本町1        | 0288-25-3715 | 0288-21-5105 | 0288-25-3715                             |
| 小山市保健福祉部福祉課       | 小山市中央町1-1-1     | 0285-22-9619 | 0285-24-2370 | 0285-22-9420                             |
| 真岡市障害者虐待防止センター    | 真岡市荒町5191       | 0285-83-8129 | 0285-83-8554 | 休日<br>0285-82-1111<br>夜間<br>0285-83-6105 |
| 大田原市保健福祉部福祉課福祉支援係 | 大田原市本町1-3-1     | 0287-23-8954 | 0287-23-7632 | 0287-23-1111                             |
| 矢板市虐待防止センター       | 矢板市本町5-4        | 0287-44-2112 | 0287-43-5404 | 080-8885-6095                            |
| 那須塩原市障害者虐待防止センター  | 那須塩原市共墾社108-2   | 0287-62-7026 | 0287-63-8911 | 休日<br>0287-62-7026                       |
| さくら市障害者虐待防止センター   | さくら市氏家2771      | 028-681-1161 | 028-682-1305 | 090-1996-4484<br>090-5554-6968           |
| 那須烏山市障がい者虐待防止センター | 那須烏山市田野倉85-1    | 0287-88-7115 | 0287-88-6069 | 0287-80-1020                             |
| 下野市社会福祉課          | 下野市笹原26         | 0285-32-8900 | 0285-32-8601 | 0285-32-8888                             |
| 上三川町福祉課福祉人権係      | 河内郡上三川町しらさぎ1-1  | 0285-56-9128 | 0285-56-7493 | 0285-56-9128                             |
| 益子町民生部健康福祉課福祉係    | 芳賀郡益子町大字益子2030  | 0285-72-8866 | 0285-70-1141 | 休日<br>0285-72-2111<br>夜間<br>0285-72-8483 |
| 茂木町障害者虐待防止センター    | 芳賀郡茂木町大字茂木155   | 0285-63-5631 | 0285-63-5600 | 0285-65-0467                             |
| 市貝町障害者虐待防止センター    | 芳賀郡市貝町大字市塙1280  | 0285-68-1113 | 0285-68-4671 | 休日<br>0285-68-1113<br>夜間<br>0285-72-8483 |
| 芳賀町障害者虐待防止センター    | 芳賀郡芳賀町大字祖母井1020 | 028-677-1112 | 028-677-2716 | 休日<br>028-677-1112<br>夜間<br>0285-72-8483 |
| 壬生町民生部健康福祉課障がい福祉係 | 下都賀郡壬生町通町12-22  | 0282-81-1883 | 0282-81-1121 | 0282-81-1883                             |
| 野木町障がい者虐待防止センター   | 下都賀郡野木町大字丸林571  | 0280-57-4196 | 0280-57-4193 | 090-3246-2260                            |
| 塩谷町障害者虐待防止センター    | 塩谷郡塩谷町大字玉生741   | 0287-45-1119 | 0287-41-1014 | 080-1321-0347                            |
| 高根沢町健康福祉課         | 塩谷郡高根沢町大字石末2053 | 028-675-8105 | 028-675-8988 | 休日<br>028-675-8105<br>夜間<br>028-675-1711 |
| 那須町障害者虐待防止センター    | 那須郡那須町大字寺子丙3-13 | 0287-72-6917 | 0287-72-0904 | 休日<br>0287-72-6901                       |
| 那珂川町障害者虐待防止センター   | 那須郡那珂川町馬頭555    | 0287-92-1119 | 0287-92-1164 | 休日<br>0287-92-1111                       |

\*平成30年4月1日現在

## 2 県、市町担当課

| 名 称                  | 所在地           | 平 日          |              | 休日<br>夜間 |
|----------------------|---------------|--------------|--------------|----------|
|                      |               | TEL          | FAX          | TEL      |
| 栃木県障害福祉課(福祉サービス事業担当) | 宇都宮市埴田 1-1-20 | 028-623-3059 | 028-623-3052 | —        |

|                             |                     |              |              |               |
|-----------------------------|---------------------|--------------|--------------|---------------|
| 宇都宮市保健福祉部<br>障がい福祉課相談支援グループ | 宇都宮市旭 1 丁目 1 番地 5 号 | 028-632-2366 | 028-636-0398 | 028-632-2222  |
| 足利市健康福祉部障がい福祉課              | 足利市本城 3-2145        | 0284-20-2134 | 0284-21-5404 | 0284-20-2222  |
| 栃木市保健福祉部障がい福祉課              | 栃木市万町 9-25          | 0282-21-2219 | 0282-21-2682 | 0282-22-3535  |
| 佐野市こども福祉部障がい福祉課             | 佐野市高砂町 1 番地         | 0283-20-3025 | 0283-24-2708 | 0283-20-3025  |
| 鹿沼市保健福祉部障がい福祉課              | 鹿沼市今宮町 1688-1       | 0289-63-2176 | 0289-63-2169 | 0289-64-2111  |
| 日光市社会福祉課障がい福祉係              | 日光市今市本町 1           | 0288-21-5174 | 0288-21-5105 | —             |
| 小山市保健福祉部福祉課                 | 小山市中央町 1-1-1        | 0285-22-9619 | 0285-24-2370 | 0285-22-9420  |
| 真岡市健康福祉部社会福祉課               | 真岡市荒町 5191 番地       | 0285-83-8129 | 0285-83-8554 | 0285-83-6105  |
| 大田原市保健福祉部福祉課福祉支援係           | 大田原市本町 1 丁目 3 番 1 号 | 0287-23-8954 | 0287-23-7632 | 0287-23-1111  |
| 矢板市健康福祉部社会福祉課<br>障がい福祉担当    | 矢板市本町 5 番 4 号       | 0287-43-1116 | 0287-43-5404 | 080-8885-6095 |
| 那須塩原市保健福祉部社会福祉課             | 那須塩原市共墾社 108 番地 2   | 0287-62-7026 | 0287-63-8911 | —             |
| さくら市市民福祉課                   | さくら市氏家 2771 番地      | 028-681-1161 | 028-682-1305 | 028-681-1161  |
| 那須烏山市健康福祉課                  | 那須烏山市田野倉 85-1       | 0287-88-7115 | 0287-88-6069 | —             |
| 下野市社会福祉課                    | 下野市笹原 26            | 0285-32-8900 | 0285-32-8601 | 0285-32-8888  |
| 上三川町福祉課福祉人権係                | 河内郡上三川町しらさぎ 1-1     | 0285-56-9128 | 0285-56-7493 | 0285-56-9128  |
| 益子町民生部健康福祉課                 | 芳賀郡益子町大字益子 2030     | 0285-72-8866 | 0285-70-1141 | 0285-72-8866  |
| 茂木町保健福祉課福祉係                 | 芳賀郡茂木町大字茂木 155      | 0285-63-5631 | 0285-63-5600 | 0285-65-0467  |
| 市貝町健康福祉課                    | 芳賀郡市貝町大字市埴 1280     | 0285-68-1113 | 0285-68-4671 | 0285-68-1113  |
| 芳賀町住民生活部福祉対策課               | 芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020    | 028-677-1112 | 028-677-2716 | 028-677-1112  |
| 壬生町民生部健康福祉課障がい福祉係           | 下都賀郡壬生町通町 12-22     | 0282-81-1883 | 0282-81-1121 | 0282-81-1883  |
| 野木町町民生活部健康福祉課社会福祉係          | 下都賀郡野木町大字丸林 571     | 0280-57-4196 | 0280-57-4193 | 090-3246-2209 |
| 塩谷町保健福祉課                    | 塩谷郡塩谷町大字玉生 741      | 0287-45-1119 | 0287-41-1014 | 080-1321-0347 |
| 高根沢町健康福祉課                   | 塩谷郡高根沢町大字石末 2053    | 028-675-8105 | 028-675-8988 | 028-675-8105  |
| 那須町保健福祉課障がい者福祉係             | 那須郡那須町大字寺子丙 3-13    | 0287-72-6917 | 0287-72-0904 | 0287-72-6901  |
| 那珂川町健康福祉課社会福祉係              | 那須郡那珂川町馬頭 555 番地    | 0287-92-1119 | 0287-92-1164 | 0287-92-1111  |

\*平成 30 年 4 月 1 日現在

### 3 県健康福祉センター

| 名 称        | 所在地            | TEL          | FAX          |
|------------|----------------|--------------|--------------|
| 県西健康福祉センター | 鹿沼市今宮町 1664-1  | 0289-64-3125 | 0289-64-3919 |
| 県東健康福祉センター | 真岡市荒町 116-1    | 0285-82-3321 | 0285-84-7438 |
| 県南健康福祉センター | 小山市犬塚 3-1-1    | 0285-22-0302 | 0285-22-8403 |
| 県北健康福祉センター | 大田原市住吉町 2-14-9 | 0287-22-2257 | 0287-23-6980 |
| 安足健康福祉センター | 足利市真砂町 1-1     | 0284-41-5900 | 0284-44-1088 |
| 今市健康福祉センター | 日光市瀬川 51-8     | 0288-21-1066 | 0288-22-6321 |
| 栃木健康福祉センター | 栃木市神田町 6-6     | 0282-22-4121 | 0282-22-7697 |
| 矢板健康福祉センター | 矢板市本町 2-25     | 0287-44-1296 | 0287-43-9053 |
| 烏山健康福祉センター | 那須烏山市中央 1-6-92 | 0287-82-2231 | 0287-84-0041 |

### 4 労働局

| 名 称               | 所在地                             | TEL          | FAX          |
|-------------------|---------------------------------|--------------|--------------|
| 栃木労働局<br>雇用環境・均等室 | 宇都宮市明保野町 1 - 4<br>宇都宮第 2 地方合同庁舎 | 028-633-2795 | 028-637-5998 |

## V 参考資料

### ○ 平成28年度障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について

平成29年10月13日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

#### 1 趣旨

平成28年度中、県及び県内市町において把握された「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」の状況を公表するもの。

(※「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」の状況については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(H24.10.1 施行)」第20条及び同法施行規則第3条により公表が義務づけられている。)

#### 2 対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 3 調査結果

##### (1) 障害者虐待の状況

|                | 養護者による<br>障害者虐待 | 障害者福祉施設<br>従事者等による<br>障害者虐待 | 使用者による<br>障害者虐待 | 合計  |
|----------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----|
| 相談・通報・届出件数     | 25件             | 24件                         | 30件             | 79件 |
| 虐待を受けたと判断された件数 | 11件             | 6件                          | 12件             | 29件 |
| 被虐待者数          | 11人             | 40人                         | 15人             | 66人 |

##### (2) 虐待の種別・類型

|              | 養護者による<br>障害者虐待 | 障害者福祉施設<br>従事者等による<br>障害者虐待 | 使用者による<br>障害者虐待 | 合計  |
|--------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----|
| 身体的虐待        | 4件              | 3件                          | 0件              | 7件  |
| 性的虐待         | 0件              | 0件                          | 0件              | 0件  |
| 心理的虐待        | 4件              | 3件                          | 0件              | 7件  |
| 放棄・放置(ネグレクト) | 4件              | 0件                          | 0件              | 4件  |
| 経済的虐待        | 4件              | 2件                          | 12件             | 18件 |

※1つの案件に対して、種別・類型が重複している場合がある。

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況（法第20条及び同法施行規則第3条に基づく公表事項）

(1) 虐待があった障害者福祉施設等の種別

|         |    |
|---------|----|
| 障害者支援施設 | 2件 |
| 共同生活援助  | 3件 |
| 児童発達支援  | 1件 |

(2) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

|             |    |
|-------------|----|
| サービス管理責任者   | 1人 |
| 生活支援員       | 2人 |
| 世話人         | 2人 |
| 保育士         | 3人 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1人 |

(3) 市町が講じた措置等

|               |    |
|---------------|----|
| 施設・事業所等に対する指導 | 6件 |
| 報告徴収、立入検査等    | 6件 |
| 改善勧告          | 2件 |

※報告徴収、立入検査等及び改善勧告は、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく権限の行使。

※1つの案件に対して、複数の措置等が講じられている場合がある。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正：平成二四年八月二二日法律第六七号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）
- 第七章 雑則（第四十条—第四十四条）
- 第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
  - 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
  - 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号 に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号 に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為
    - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
    - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
    - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
  - 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
  - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

**第三条** 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

**第四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

**第五条** 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

**第六条** 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

**第七条** 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

**第九条** 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害



者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

**第十条** 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

**第十一条** 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に及び適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

**第十三条** 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

**第十四条** 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

**第十五条** 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

**第十六条** 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第十七条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

**第十八条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

**第十九条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

**第二十条** 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

### 第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

**第二十一条** 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

**第二十二条** 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十三条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

**第二十四条** 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

**第二十五条** 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。(報告を受けた場合の措置)

**第二十六条** 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第一百十二号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

**第二十七条** 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とする。

(公表)

**第二十八条** 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

**第二十九条** 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

**第三十条** 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

**第三十一条** 医療機関(医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

**第三十二条** 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

**第三十三条** 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

**第三十四条** 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

**第三十五条** 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法 に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

**第三十六条** 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
  - 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
  - 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
  - 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
  - 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
  - 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

**第三十七条** 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち相当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

**第三十八条** 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第三十九条** 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

## 第七章 雑則

(周知)

**第四十条** 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

**第四十一条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

**第四十二条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第四十三条** 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者とする取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二 又は知的障害者福祉法第二十八条 の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第四十四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の

軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第八章 罰則

**第四十五条** 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第四十六条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

**第四条** この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

### 附 則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

### 附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する  
法律施行令  
(平成二十四年九月二十日政令第二百四十四号)

内閣は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。



○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則  
(平成二十四年九月二十四日厚生労働省令第百三十二号)

最終改正：平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第七三号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第四項、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）

**第一条** 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。

（市町村からの報告）

**第二条** 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別

二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況

三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因

四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第二条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

五 市町村が行った対応

六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（都道府県知事による公表事項）

**第三条** 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別

二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

（市町村からの通知）

**第四条** 市町村は、法第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第八項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に

掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者(以下「被虐待者」という。)の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者(法第二条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(都道府県からの報告)

**第五条** 都道府県は、法第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 都道府県及び市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(船員に関する特例)

**第六条** 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

(厚生労働大臣による公表事項)

**第七条** 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
  - 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係
- (法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設)

**第八条** 法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児(児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。)の数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
- イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児の数

- ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児の数
- ハ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該構成員の監護する乳幼児の数
- ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児の数
- ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数
- ヘ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- ト 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- 二 半年を限度として臨時に設置される施設
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

## 附 則 抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二五年十一月二二日厚生労働省令第一二四号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年十一月一三日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月三十一日厚生労働省令第七三号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 【参考資料】

- ① 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（平成 30 年 6 月）」  
→ 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiho-kenfukushibu/0000211202.pdf>
- ② 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省）  
→ 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiho-kenfukushibu/0000211204.pdf>
- ③ 「障害者虐待防止法に関する Q & A について」（厚生労働省）  
→ 厚生労働省ホームページ  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/dl/121121-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/dl/121121-1.pdf)
- ④ 「栃木県障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成 30 年 7 月 栃木県）  
→ 栃木県ホームページ  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaiasha/sesaku/gyakutaibousisennta-tounituite.html>
- ⑤ 「平成 28 年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」 → 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859.html>

## 【参考様式（主なもの）】

- ⑥ 「通報・届出・相談等受付票」・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料④の P 22
- ⑦ 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について」  
（市町から県への報告）・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料①の P 90
- ⑧ 「使用者による障害者虐待に係る報告」  
（市町から県への通知）・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料①の P115
- ⑨ 「使用者による障害者虐待に係る報告」  
（県から労働局への報告）・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料①の P116
- ⑩ 「労働相談票（使用者による障害者虐待）」  
（参考様式⑧、⑨の添付資料）・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料①の P117
- ⑪ 「障害者虐待事案に係る援助依頼書」  
（市町から警察への援助依頼）・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料①の P 51

栃木県保健福祉部障害福祉課  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20  
T E L 028-623-3059  
F A X 028-623-3052  
E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp  
平成 30 年 7 月